



# 日新サポートレター



目次 ●ご挨拶・・・P1 ●本のサマリーより・・・P2 ●税制改正・・・P4 ●税務・労務案内・・・P5

## 今回の格言

人の一生は重荷を負うて遠き道を行くが如し、急ぐべからず。  
 不自由を常と思へば不足なく心に望みおこらば困窮したる時を思い出すべし。  
 堪忍は無事長久の基。怒は敵と思へ。勝つ事ばかり知って負くる事を知らざれば害その身に至る。  
 おのれを責めて人を責むるな。及ばざるは過ぎたるより優れり。(徳川家康)

安倍ノミクスによる円安の影響で、電力だけでなく各種商品・製品の値上げが見込まれております。我々、中小企業にとってこれがチャンスとなる企業もあれば、逆境となる企業もあるでしょう。先日、海外から商品を輸入販売しているお客様に訪問した際に、今期は原価が上昇するものの、販売価格の値上げが浸透するのに時間かかるだろうから、今期の見通しは悪いだろう。そのために、各種経費削減策を実施したい旨のお話がありました。4月1日の米ドルの為替相場を振り返ってみると

|               |               |
|---------------|---------------|
| 2012年 83.20円  | 2011年 83.48円  |
| 2010年 93.43円  | 2009年 98.89円  |
| 2008年 99.84円  | 2007年 117.99円 |
| 2006年 118.10円 | 2005年 107.48円 |

□ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 の外国為替相場サイト

<http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php>

4月1日に値がつかない場合は、その翌日

こうみると3年前でも90円台、2006、2007年は100円台もつけていたことがわかります。

この円安相場が、ご商売の上昇となる契機になる企業はもちろん、逆境となる企業さまも3~5年前に実施した各種施策をもう一度、振り返ってください。そして、うまく行った策は継続して実施し、うまくいかなかった策は、うまくいかなか

た策は、その原因を追及して改善策を練ってくださいませ。松下幸之助さんが、「好況よし、不況なおよし」という言葉を残しています。逆境と思われる状態であるなら、発想を転換するチャンスです。前向きに挑戦していきましょう。

このようなことを思ったのは、実は、確定申告・1月決算法人のお客様の仕事が一段落ついたので、久しぶりに好きな城山三郎さんの小説を読み返しておりました。「鼠 鈴木商店焼き討ち事件」、「粗にして野だが卑ではない 石田礼助の生涯」、「もう、きみには頼まない 石坂泰三の世界」など大正から戦後に至る骨太の企業家たちの物語を読んでいて、自分自身ももっと精神的な骨太さが必要だと痛感したのです。弊所のお客様は、経営者の方々が30~40代です。この円高の流れもあくまでも景気の循環の中なので、儲けた時に浪費せず、次の儲けのために投資し、また攻めるだけの一本槍でなく、やがてくる不況に備えた備蓄のバランスが必要と思います。

攻めと守りのバランス、我々日新のスタッフ一同、お客様のよき伴走者となれるように精進してまいります。ちょっとしたことでもお気軽に担当スタッフ・私までご連絡くださいませ。

また、話変わりますが、今月末からGWです。この連休中に、読書をされて新しい出会い・アイディアの発見があると思います。お勧めいたします。

(桐元 久佳)

## 「トヨタの片づけ」

（株）0JT ソリューションズ・著（中経出版）

片づけとは、「キレイにそろえる」ことではありません。それは、単なる「整列」。ひとたび乱れてしまえば、再びぐちゃぐちゃの状態に逆戻り。本書で紹介する「トヨタの片づけ」は、単なる「整列」ではありません。トヨタの片づけとは……。

ムダがなくなり、効率が上がり、売上があがる。

片づけはあなたの仕事や職場を変える「ビジネスツール」なのです。

### 第1章トヨタ流「片づけ」で仕事が変わる！うまくいく！

「ムダ」という宝を探せ。「徹底的にムダを排除する」ことは、トヨタの基本思想。片づけすることで、ムダを取り除き、利益に変えることすらできる。

片づけられない会社は業績も悪い。片づけができていない職場ほどムダが多く、効率が悪い。もっといえ、片づけできていない人ほど、作業のムダが発生し、十分な成果を出せていない。

4つのムダ①スペースのムダ、②時間のムダ、③間違えるムダ、④とりに行くムダ

片づけをすれば生産性がアップする。何事も5Sから

- ① 整理：いらぬものは捨てる
- ② 整頓：必要なものを必要なときに必要なだけ取り出せる。
- ③ 清掃：キレイに掃除する。
- ④ 清潔：整理・整頓・清掃の状態を維持する。
- ⑤ しつけ：整理・整頓・清掃のルールを守らせる

「書類を探す時間」は、積み重なると大きなムダとなる。書類を取り出すのは「10秒以内」。

### 第2章ムダを減らすトヨタの「整理術」

捨てる「判断基準」を持ちなさい。「いるもの」「いらぬもの」を分ける判断基準が整理には不可欠。時間を判断基準にする。

- ① いま使うもの

- ② いつか使うもの

- ③ いつまでたっても使わないもの

「いつか」には、必ず「いつまでに」と期限をもうける。ひとたび期限をもうけたら、その期限が「いるもの」と「いらぬもの」を分ける判断基準となります。

「いらぬもの」をため込まない「しくみ」をつくる。その一つが「発注点をつくる」こと。コピー機のそばにコピー用紙の梱包がいくつか置かれているとします。梱包を5段積みになっていると上から3段目にカードを差し込んでおく。コピー用紙を使っていった、そのカードのところまで来たとき、新しいコピー用紙を発注するようにする。これが発注点の考え方です。また、誰が見てもわかるように明示して運用することが大切です。このようなくみをつくっておくと、人為的なミスにより、必要な量以上のコピー用紙を抱えてしまうことを回避できます。

### 第3章仕事を効率化させるトヨタの「整頓術」

トヨタでは、お金を生まない作業は、できるだけゼロになるように徹底されている。そのために考えなければいけないのが、モノの置き場である。トヨタの現場では、人の動きを4つに分類してムダを見つけます。

- ① 主作業、② 付随作業、③ 準備・後始末作業、④ ムダ・例外作業

報告書をパソコンで作成するとき、実際にパソコンに文章を打ち込んでいる部分は主作業ですが、報告書作成に必要な資料を取り出したり、プリントアウトしたりするのは付随作業です。「付随作業」をできるだけ少なくし、「主作業」の割合を増やしていくようにする。すると、日々の仕事より効率的で、快適なものになっていきます。

「必要なもの」を分類する基準のひとつが、それを使用する頻度。よく使うものほど近くに置くのがトヨタの基本的な考え方である。

- ① 毎日使うのか
- ② 2～3日おきに使うのか
- ③ 1週間おきに使うのか

これらをまとめ、その頻度順にモノを手元の近い場所に置いていく。「使う頻度」が低いものは、個人所有で

はなく、職場で共同管理した方が、ムダなスペースをとらず、コストも安く抑えられる。そして、職場で共有する文房具や備品などは、1ヶ所にまとめるのが原則です。ものづくりの現場にかぎらず、オフィスでもまわりの人との連携が大切。そのためにも、誰もが「必要なもの」を探し出せるしくみが求められる。不特定多数の人が使うものについては、定位置を決め、必ずそこに戻すということが必要不可欠です。「知らない人が 30 秒で探し出せるようにする」という基準をもうけると、誰にとってもわかりやすい整頓ができるようになります。

モノの定位置を明示すると、「見よう」としなくても「見える」ようになる。

- ・紙に書いて張り出す。
- ・棚にシールを貼って、中に何が入っているかを書く。
- ・ロッカーや棚に使用者の名前を書いた札をつける。

棚の管理の基本原則は、「三定」。

- ① 定位置:モノをどこに置くか
- ② 定品:どんなモノを置くか
- ③ 定量:どのくらいモノを置くか

#### 第4章トヨタ流片づけが「習慣化」する方法

片づけが「習慣化」されないと、職場の整理・整頓は完成しない。

トヨタには、「清掃は点検なり」という言葉がある。徹底的な清掃で異常が見つかる。工場で清掃することのメリットは、「発生するゴミや小さな汚れのなかから異常を発見する」こともあります。また、日常的にオフィスやデスク周りの片づけやそうじをすることで、「提出し忘れた書類」「処理していない仕事」が見つかることがあります。

汚れるから、そうじをする。しかし、汚れなければ、そうじの手間は大幅にはぶける。「そうじしないで済むしくみ」をつくるのも清掃のひとつである。例えば、鉛筆削り器を考えてみましょう。鉛筆削り器には、削りカスを集めるケースがついています。鉛筆を削ったときに、削りカスは自動的にそのケースの中にたまっていきます。ケースがいっぱいになったら、それを外してゴミ箱に捨てるだけ。つまり、掃除する手間を省くしかけが加えられています。

「整理・整頓は仕事の一部である」とリーダーやトップが理解していないと、絶対に職場全体に浸透しません。職

場の片づけを習慣化できるかどうかは、リーダーの手腕にかかっているといっても過言ではありません。

片づけを習慣化するには、最初に整理・整頓の効果を実感してもらうことが肝要です。効果を肌身で感じられれば、積極的に行動を起こすようになっていきます。まずはカンタンにできる個所や負担の少ない場所から手をつけてみる。そこで効果を実感させてから、本格的に整理・整頓に取り組みれば、習慣化はスムーズに進むでしょう。

#### リーダーは桃太郎たれ！

桃太郎は鬼退治をしたが、一人ではできなかった。キジ・サル・イヌの3匹の部下がいたからこそできた。キジは情報を集め、サルは知恵を使い、イヌは実践した。そして、彼らにがんばってもらうために、きび団子を与えた。人間ですから、「やれ、やれ」ばかりではちっとも動きません。よくやってくれたのであれば、相手がちよつとでも喜んでくれることをやってあげる。「きび団子」は何も金目のものである必要はありません。大事なのは、頑張ってくれた社員がちよつと喜んでくれることをしてあげることです。

「社員の成果に報いる」というオフィス環境を実現できれば、それは片づけの習慣が根付いていく大きな原動力となるはずです。

本書は、(株)OJTソリューションズというトヨタ自動車とリクルートグループが、トヨタ在籍 40 年以上のベテラン技術者が「トレーナー」となってコンサルティングを行っている会社です。実践に基づく内容が多く、非常に読みやすいです。5Sの基本がわかり、明日から実践すべき事例が豊富に掲載されており、業種を問わず、部下を持っている方々にお勧めします。

お勧め度:☆☆☆☆ 星4つ

(桐元 久佳)



## 所得税改正のポイント

今回の所得税の税制改正で一番関わる改正は、住宅取得控除の改正です。

住宅借入金等をする場合の所得税額の特別控除について適用期間(平成 25 年 12 月 31 日)が平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年間延長されることになりました。

例えば、一般住宅取得の場合には以下に基づき控除額を算定します。

・居住時期が平成 25 年の場合

| 住宅借入金等の年末残高の限度額 | 控除期間 |
|-----------------|------|
| 3,000 万円 平成25年  | 10年間 |

・居住時期が平成 26 年 1 月～3 月の場合

| 住宅借入金等の年末残高の限度額           | 控除期間 |
|---------------------------|------|
| 2,000 万円 平成26年1月～平成29年12月 | 10年間 |

・居住時期が平成 26 年 4 月～

平成 29 年 12 月の場合

| 住宅借入金等の年末残高の限度額 |
|-----------------|
| 4,000 万円        |

になります。それぞれの控除期間は 10 年間、控除額は借入金等の年末残高の 1.0% です。

(注)平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの金額は、一般住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%又は 10%である場合の金額が該当します。

それ以外の場合における借入限度額は 2,000 万円となります。

例えば、消費税の税率が平成 26 年 4 月に 8%・平成 27 年 10 月に 10%税率が上がりますが、上がる前に駆け込みで購入する場合、現況の 5%の消費税で購入して、平成 26 年 4 月以降に居住した場合は、借入限度額は 4,000 万円ではなく、2,000 万円になるということです。

## 消費税の改正ポイント

平成 25 年 1 月 1 日開始事業年度より消費税の納税義務の判定が変わります。

平成 25 年 1 月 1 日より前の開始事業年度の場合には、法人は 2 期前(個人事業者は 2 年前)の課税売上高が 1,000 万円以下でしたら納税義務が免除されましたが、平成 25 年 1 月 1 日開始事業年度からは、法人の 2 期前(個人事業者は 2 年前)の課税売上高が 1,000 万円以下だったとしても、法人の前期(個人事業者は前年)の事業年度開始から半年間の課税売上高が 1,000 万円以上であれば課税事業者になります。

| 住宅借入金等の年末残高の限度額 | 控除率  |
|-----------------|------|
| 3,000 万円        | 1.0% |

例えば以下のような場合は、平成 25 年度から課税事業者になります。

| 課税売上高    | 控除率  |
|----------|------|
| 2,000 万円 | 1.0% |
| 4,000 万円 | 1.0% |

平成 23 年 1 月～12 月の課税売上高 1,000 万円以下

平成 24 年 1 月～6 月の課税売上高 1,000 万円超

の場合には、平成 25 年度 1 月 1 日開始事業年度から課税事業者になります。

平成 25 年 1 月 1 日より前の開始事業年度の場合、新たに設立した法人の場合で、資本金が 1,000 万円未満で事業を開始した場合には事業開始から 2 期・個人事業者の場合には事業開始から 2 年間、消費税の免税事業者になっていましたが、平成 25 年 1 月 1 日開始事業年度からは、法人の前期(個人事業者は前年)の事業開始から半年分の課税売上高が 1,000 万円を超えていないかどうかを注意する必要があります。

今後、新たに法人の設立を考えられている方・新たに個人事業を開始することを考えられている方はご注意ください。

今後、消費税の課税事業者か免税事業者かの判定にはご注意ください。

(上西 孝尚)

贈与税が緩和改正に対して、相続税はついに大きく増税といったところですが、適用開始時期は、一部を除き、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈及び贈与からの予定となっております。

### 【相続税項目】

#### (1)相続税の基礎控除の減額

相続税には基礎控除があるため、多くの方にとって「相続税」は無縁の問題でしたが、今回の改正により、相続対策が必要になる可能性が出てくるかもしれません。現行の基礎控除額は「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数」ですが、改正後は「3,000 万円+600 万円×法定相続人の数」となり、4 割もカットされます。法定相続人が奥さんと子ども 2 人の場合には、現行 8,000 万円控除が改正後は 4,800 万円控除となります。遺産総額がこの金額より少なければ、相続税はかかりません。

#### (2)税率構造の見直し及び最高税率の引き上げ

相続税の最高税率は現在 50%。これを 55%まで引き上げます。課税価格が2億円以下については不変ですが、2億円を超える部分は増税となります。

#### (3)『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の見直し

- ①特定居住用宅地等に係る特例の対象面積が 330 m<sup>2</sup> (現行 240 m<sup>2</sup>)まで拡大されます。
- ②特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります。貸付事業用宅地等との併用の場合は、今まで通り、一定の調整が必要です。
- ③老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等については、次の要件が満たされる場合に限り、適用可能となります。

イ:被相続人に介護が必要なため入所した。

ロ:その家屋が貸付け等の用途に供されていない。

※③のみ平成 26 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈から適用開始となります。

#### (4)『未成年者控除』及び『障害者控除』の引き上げ

##### ①未成年者控除

20 歳までの1年につき 6 万円の控除であるものを 10 万円に引き上げ。

##### ②障害者控除

85 歳までの 1 年につき 6 万円(特別障害者については 12 万円)の控除であるものを 10 万円(特別障害者については 20 万円)に引き上げ。

### 【贈与税項目】

#### (1)暦年課税贈与(通常の贈与)の税率構造の見直し及び最高税率の引き上げ

相続税同様、現在 50%の最高税率を 55%まで引き上げます。また、今回の改正により贈与税の税率構造が、20 歳以上の者が直系尊属(親・祖父母 etc.)から贈与を受けた場合とそれ以外の贈与の場合に区分されます。直系尊属からの贈与については、基礎控除後の課税価格 400 万円~1,500 万円部分で言えば、現行よりも税率で 10%も低くなります。相続対策として、贈与の有効性はより一層増してくるといえるでしょう。

#### (2)相続時精算課税制度の適用要件の見直し

贈与者の年齢要件が 60 歳以上(現行は、65 歳以上)に引き下げられ、受贈者には 20 歳以上である孫が追加されます。ただし、子を飛ばした孫への贈与は相続税の計算時に2割加算の対象となります。

#### (3)教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者(30 歳未満に限定。)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等した場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1名につき 1,500 万円(学校以外の者に支払われる金銭については 500 万円)までの金額に相当する部分については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り、贈与税はかかりません。

以上、今回の改正案の主な項目です。相続対策等をご検討の方は、お気軽にご相談下さい。

6月までの税務・労務のご案内



● 4月

【税務】

- 3月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付  
・・・10日まで
- 固定資産税・都市計画税第1期分の納付  
・・・30日まで(条例による)
- 軽自動車税の納付・・・30日まで(条例による)
- 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出  
・・・15日まで

【社会保険労務】

- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)・・・10日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)・・・30日まで
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、1月～3月分)・・・30日まで

● 5月

【税務】

- 4月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付  
・・・10日まで
- 特別農業所得者の承認申請・・・15日まで
- 所得税額延納分の最終納付・・・31日まで
- 個人の住民税(道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額を、市町村長から雇用主を通じて、納付者に通知・・・31日
- 自動車税の納付・・・31日まで(条例による)

【社会保険労務】

- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)  
・・・10日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)  
・・・31日まで

● 6月

【税務】

- 5月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付  
・・・10日まで
- 所得税の予定納税額の通知・・・17日
- 特別徴収住民税納期特例分(平成24年12月～平成25年5月分)の納付・・・10日まで
- 所得税の予定納税額の通知・・・17日
- 個人の住民税第1期分納付・・・7月1日まで

【社会保険労務】

- 年度更新(労働保険概算・確定保険料申告手続)開始・・・1日(7月10日まで)
- 労災保険一括有期事業報告書の提出  
・・・1日(7月10日まで)
- 雇用保険被保険者資格取得届(前月分)  
・・・10日まで
- 一括有期事業開始届の提出(概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事)  
・・・10日まで
- 健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)  
・・・7月1日まで

編集後記

いつもお世話になっております。編集担当の古賀です。

ようやく確定申告の時期も終わり、一安心しております。寒さから外を出歩くのも億劫になる冬も過ぎ去り、今年もまた桜の季節がやってまいりました。重度の花粉症持ちの私ですが、マスクを着けてでも、週末辺り春の陽気を感じながら、ゆっくりとお花見をしたくなります。心身共にリフレッシュして、心新たに新社会人の方々と同じくらい元気澆刺と仕事・勉強に打ち込みたいと思います。